

令和5年第10回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和5年9月27日（水） 午後1時30分
閉会日時	令和5年9月27日（水） 午後2時42分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室43
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	なし
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 生涯学習課長 高橋 官 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

議案第42号 湯沢市営野球場管理運営規則及び湯沢市陸上競技場管理運営規則の一部改正について

議案第43号 湯沢市立公民館使用規則の一部改正に係る緊急時の処理について

【前回議事録の承認】

令和5年第8回及び第9回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号3番及び4番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・10月1日 第10回秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン（会場：由利本荘市）
※今大会で一区切り
- ・10月8日 バドミントン東北大会 皆瀬小学校ダブルス（会場：新庄市）
- ・9月2日 東北吹奏楽コンクール 稲川小学校：銅賞
- ・9月16日 合唱NHKコンクール東北大会 湯沢西小学校：奨励賞
湯沢南中学校：銀賞
- ・9月30日 全日本合唱コンクール東北大会 湯沢南中学校（会場：秋田市）
- ・9月16・17日 郡市秋季大会

令和5第10回 湯沢市教育委員会議事録

【議 事】

○議案第42号 湯沢市営野球場管理運営規則及び湯沢市陸上競技場管理運営規則の一部改正について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑なし>

○議案第43号 湯沢市立公民館使用規則の一部改正に係る緊急時の処理について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	皆瀬の住民の方々に、使用時間や休日など、分かりやすく提示していただきたい。
生涯学習課長	住民への周知がしっかりしていないと、機能が発揮されないと思う。皆瀬総合支所と一緒に分かりやすい形で周知を行っていきたい。
委員	資料をみると、休館日は年末12月29日から翌年1月3日までしかない。市長の判断により他の日も休館にできるよう、柔軟な対応はしないのか。
生涯学習課長	規則第2条ただし書きにおいて、湯沢市教育委員会が必要があると認めたときは、使用時間及び休館日を変更することができることとなっている。

令和5第10回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件名	議決結果
議案第42号	湯沢市営野球場管理運営規則及び湯沢市陸上競技場管理運営規則の一部改正について	可決
議案第43号	湯沢市立公民館使用規則の一部改正に係る緊急時の処理について	可決

令和5第10回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和5年 第10回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和5年9月27日(水) 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎4階 会議室43

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和5年 第10回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第42号 湯沢市営野球場管理運営規則及び湯沢市陸上競技場管理運営規則の一部改正について

議案第43号 湯沢市立公民館使用規則の一部改正に係る緊急時の処理について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第42号

湯沢市営野球場管理運営規則及び湯沢市陸上競技場管理運営規則の一部改正
について

湯沢市営野球場管理運営規則及び湯沢市陸上競技場管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和5年9月27日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

令和5年9月26日施行の条例一部改正の内容に合わせ、指定管理者制度に対応する読み替え規定の追加等を行うものです。

湯沢市営野球場管理運営規則及び湯沢市陸上競技場管理運営規則の
の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に資することを目的として設置する「湯沢市営野球場」及びスポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に資することを目的として設置する「湯沢市陸上競技場」の管理運営に関し、必要な事項を定めるものです。

2 規則等の改正理由

稲川地域スポーツ施設の一体的な指定管理に向けた手続きを開始するため、「湯沢市営野球場条例（平成17年湯沢市条例第95号）」及び「湯沢市陸上競技場条例（平成18年湯沢市条例第42号）」を改正したことに伴い、同条例の管理運営規則について所要の改正を行うものです。

3 改正の場合の変更点

指定管理者制度に対応するため、規定中の「教育委員会」及び「市長」を「指定管理者」と読み替え、「使用料」を「利用料金」と読み替える規定等を追加するものです。併せて文言の整理を行うものです。

4 施行期日

公布の日から施行します。

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり。

湯沢市営野球場管理運営規則及び湯沢市陸上競技場管理運営規則の一部を改正する規則

令和5年 月 日
教育委員会規則第 号

(湯沢市営野球場管理運営規則の一部改正)

第1条 湯沢市営野球場管理運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第18条」に改める。

第2条第2項中「使用者」を「球場を使用する者（以下「使用者」という。）」に改め、同条第4項中「第1項により」を「使用者は、」に改め、同項ただし書中「、使用者は」を削り、同条第5項中「第4条」を「第12条第1項の規定」に改める。

第3条第2号中「運動精神」を「スポーツマンシップ」に改める。

第6条中「第9条」を「第11条」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第7条 条例第14条第1項の規定により球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第5条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、前条第9号の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 条例第14条第1項の規定により球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が球場の管理を行うこととされた期間前にされた第2条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第14条第1項の規定により球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が球場の管理を行うこととされた期間前に第2条第1項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(湯沢市陸上競技場管理運営規則の一部改正)

第2条 湯沢市陸上競技場管理運営規則(平成18年湯沢市教育委員会規則第15号)

の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第14条」に改める。

第2条中「使用許可を受けようとする者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加える。

第4条第2号中「又はこれに基づく規則」を削る。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 条例第11条第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定中「湯沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び前条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第11条第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が陸上競技場館の管理を行うこととされた期間前にされた第2条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第11条第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が陸上競技場の管理を行うこととされた期間前に第3条(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。
様式第2号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

湯沢市営野球場管理運営規則及び湯沢市陸上競技場管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
湯沢市営野球場管理運営規則	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、湯沢市営野球場条例（平成17年湯沢市条例第95号。以下「条例」という。） <u>第12条</u> の規定に基づき、湯沢市営野球場（以下「球場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、湯沢市営野球場条例（平成17年湯沢市条例第95号。以下「条例」という。） <u>第18条</u> の規定に基づき、湯沢市営野球場（以下「球場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(使用許可)	(使用許可)
第2条 略	第2条 略
2 <u>使用者</u> _____ は、許可書の交付を受けるときは、引替えに使用料を納付しなければならない。	2 <u>球場を使用する者（以下「使用者」という。）</u> は、許可書の交付を受けるときは、引替えに使用料を納付しなければならない。
3 略	3 略
4 <u>第1項により許可された使用日時</u> を変更しようとするときは、新たに使用の許可を申請しなければならない。ただし、雨天により使用ができない場合は、 <u>使用者は、教育委員会の承認を受け、代日に使用することができる。</u>	4 <u>使用者は、</u> 許可された使用日時を変更しようとするときは、新たに使用の許可を申請しなければならない。ただし、雨天により使用ができない場合は _____、教育委員会の承認を受け、代日に使用することができる。
5 <u>条例第4条</u> _____ により許可を受けた者のうち、物品販売等の目的で附属土地を使用するものについては許可証を見やすい所に表示し、同一の目的で場内において立ち売りするも	5 <u>条例第12条第1項の規定</u> により許可を受けた者のうち、物品販売等の目的で附属土地を使用するものについては許可証を見やすい所に表示し、同一の目的で場内において立ち売りするも

のにあつては腕章を見やすいところに表示しなければならない。

(使用者の順守事項)

第3条 球場を使用する者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 略

(2) 運動精神 _____ に反する行為をしないこと。

(3)～(6) 略

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

のにあつては腕章を見やすいところに表示しなければならない。

(使用者の順守事項)

第3条 球場を使用する者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 略

(2) スポーツマンシップ に反する行為をしないこと。

(3)～(6) 略

(使用料の減免)

第6条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(指定管理者による管理)

第7条 条例第14条第1項の規定により球場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定中「湯沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第5条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、前条第9号の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 条例第14条第1項の規定により球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が球場の管

<p>(入場者の順守事項)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用停止等)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	<p><u>理を行うこととされた期間前にされた第2条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。</u></p> <p><u>3 条例第14条第1項の規定により球場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が球場の管理を行うこととされた期間前に第2条第1項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。</u></p> <p>(入場者の順守事項)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用停止等)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>
湯沢市陸上競技場管理運営規則	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湯沢市陸上競技場条例（平成18年湯沢市条例第42号。以下「条例」という。）<u>第10条</u>の規定により、湯沢市陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湯沢市陸上競技場条例（平成18年湯沢市条例第42号。以下「条例」という。）<u>第14条</u>の規定により、湯沢市陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請)</p>

第2条 陸上競技場の使用許可を受けようとする者_____

は、陸上競技場使用許可申請書（様式第1号）を湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（使用許可の取消し又は制限）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、陸上競技場の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 略

(2) 条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3)及び(4) 略

第2条 陸上競技場の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、陸上競技場使用許可申請書（様式第1号）を湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（使用許可の取消し又は制限）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、陸上競技場の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 略

(2) 条例_____に違反したとき。

(3)及び(4) 略

（指定管理者による管理）

第5条 条例第11条第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び前条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第11条第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が陸上競技場館の管理を行うこととされた

期間前にされた第2条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第11条第1項の規定により陸上競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が陸上競技場の管理を行うこととされた期間前に第3条（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（その他）

第5条 略

（その他）

第6条 略

議案第43号

湯沢市立公民館使用規則の一部改正に係る緊急時の処理について

湯沢市立公民館使用規則の一部改正に係る緊急時の処理について、承認を求める。

令和5年9月27日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

湯沢市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づく緊急時の処理をした場合は、同条ただし書の規定により、次の会議において承認を求めなければならないこととなっているため、承認を求めるものです。

湯沢市立公民館使用規則の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

湯沢市立公民館条例（平成17年湯沢市条例第85号）に定めるもののほか、公民館及びその構内の使用に関し必要な事項を定めるものです。

2 規則等の改正理由

湯沢市皆瀬庁舎開庁に伴い、皆瀬公民館の利活用促進を図るため、使用時間及び休館日を変更する改正をしたものです。

併せて、湯沢市立公民館条例と重複している条項について、削除、修正等、所要の改正をしたものです。

3 改正の変更点

条項	現在の内容	改正後
第3条	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用許可の申請等</u> 公民館を使用するものは、公民館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し使用料を納付の上、公民館使用許可書（様式第2号）の交付を受けなければならない。その事項を変更するときもまた同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用許可の申請</u> 公民館を使用する者は、あらかじめ公民館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。
第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用許可の制限</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。 (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>使用の許可</u> 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、公民館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

<p>第 5 条 第 6 条 第 7 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用許可の取消し ・ 使用許可の取消し ・ <u>使用者の義務</u> <p>使用者は、施設の使用を終えたとき、使用の取消し又は中止を命ぜられたときは、直ちに、原状に復し、かつ、清掃して係員に引き渡さなければならない。</p>	<p>削除 削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用者の義務</u> <p>使用者は、施設の使用を終えたとき、_____又は中止を命ぜられたときは、直ちに、原状に復し、かつ、清掃して係員に引き渡さなければならない。</p>
<p>別 表 皆瀬公 民館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用時間</u> <p>火曜日及び木曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 月曜日、水曜日及び金曜日 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>休館日</u> <p>(1)土曜日及び日曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (3)12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>使用時間</u> <p>火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 月曜日、水曜日及び金曜日 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 但し、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たる場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>休館日</u> <p>(1)削除 (2)削除 (3)12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで</p>

4 実施時期等

公布日：令和 5 年 9 月 15 日

施行日：令和 5 年 9 月 19 日

※市の形式による制定改正文は添付のとおり。

湯沢市立公民館使用規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和5年9月15日

湯沢市教育委員会

教育長 武石 睦

湯沢市立公民館使用規則の一部を改正する規則

令和5年9月15日

教育委員会規則第12号

湯沢市立公民館使用規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（使用許可の申請）

第3条 公民館を使用する者は、あらかじめ公民館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。

（使用の許可）

第4条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、公民館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「、使用の取消し」を削り、同条を第5条とし、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	使用時間	休館日
湯沢公民館	午前8時30分から午後10時まで	12月29日から翌年1月3日まで
皆瀬公民館	火曜日、木曜日、土曜日、日曜日 及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前8時30分から午後5時15分まで 月曜日、水曜日及び金曜日 午前8時30分から午後10時まで	

様式第2号中「第3条」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年9月19日から施行する。

湯沢市立公民館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(使用許可の申請等)</u></p> <p>第3条 公民館を使用するものは、公民館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し使用料を納付の上、公民館使用許可書（様式第2号）の交付を受けなければならない。その事項を変更するときもまた同様とする。</p>	<p><u>(使用許可の申請)</u></p> <p>第3条 公民館を使用する者は、あらかじめ公民館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。</p>
<p><u>(使用許可の制限)</u></p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當と認めるとき。</p>	<p><u>(使用の許可)</u></p> <p>第4条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、公民館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。</p>
<p><u>(使用許可の取消し)</u></p> <p>第5条 公民館の使用を許可した後、前条各号の事由が生じたときは教育委員会は使用を取消し、又は中止させることができる。この場合、使用者に損害が生じても教育委員会はその責を負わない。</p>	
<p>第6条 教育委員会の承認を得ないで使用目的を変更したとき、市又は公民館において直接使用の必要が生じたときは、教育委員会は使用許可を取消することができる。</p>	
<p>(使用者の義務)</p>	<p>(使用者の義務)</p>

第7条 使用者は、施設の使用を終えたとき、使用の取消し又は中止を命ぜられたときは、直ちに、原状に復し、かつ、清掃して係員に引き渡さなければならない。

(損害賠償)

第8条 略

(その他)

第9条 略

第5条 使用者は、施設の使用を終えたとき_____又は中止を命ぜられたときは、直ちに、原状に復し、かつ、清掃して係員に引き渡さなければならない。

(損害賠償)

第6条 略

(その他)

第7条 略

【参考】各施設の使用時間等一覧

No.	施設名	使用時間	休館日	根拠法令
1	湯沢生涯学習センター	午前8時30分～午後10時	12月29日から翌年1月3日	湯沢市立公民館使用規則
2	稲川生涯学習センター	午前8時30分～午後9時	①毎週火曜日②12月29日から翌年1月3日	湯沢市立農村環境改善センター管理運営規則
3	雄勝生涯学習センター (雄勝文化会館内)	午前9時～午後10時	①毎週月曜日②12月28日から翌年1月4日	湯沢市雄勝文化会館条例、管理運営規則
4	皆瀬生涯学習センター (皆瀬総合支所内)	午前8時30分～午後5時15分(火・木) 午前8時30分～午後10時(月・水・金) ※土・日・祝日は事前申請があれば使用可	①土・日曜日②国民の祝日に関する法律に規定する休日③12月29日から翌年1月3日	湯沢市立公民館使用規則
5	湯沢図書館	午前9時30分～午後6時30分(月～金) 午前9時～午後5時(土・日)	①国民の祝日に関する法律に規定する休日②毎月第3日曜日③12月28日から翌年1月4日④特別図書整理期間(年1回10日以内)⑤図書整理日(月1回)	湯沢市立図書館管理運営規則
6	雄勝図書館 (雄勝文化会館内)	午前9時30分～午後5時30分	①国民の祝日に関する法律に規定する休日②毎週月曜日(当該日が休日の場合はその翌日)③12月28日から翌年1月4日④特別図書整理期間(年1回10日以内)	湯沢市立図書館管理運営規則
7	稲川カルチャーセンター	午前10時～午後7時(平日) 午前9時～午後7時(土・日、祝日)	12月29日から翌年1月3日	湯沢市稲川カルチャーセンター管理運営規則